

清須市立中学校部活動検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 清須市立中学校（以下「中学校」という。）の部活動に係る今後の在り方等についての検討を行うため、清須市立中学校部活動検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 部活動の現状と課題に関すること。
- (2) 今後の部活動の在り方に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、清須市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が選任する。

- (1) 中学校の校長の代表者
- (2) 清須市立小学校（以下「小学校」という。）の校長の代表者
- (3) 中学校の生徒の保護者の代表者
- (4) 小学校の児童の保護者の代表者
- (5) 中学校の部活動に携わる教員の代表者
- (6) 清須市文化協会の代表者
- (7) 清須市体育協会の代表者
- (8) 清須市総合型地域スポーツクラブの代表者
- (9) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長は、委員の互選によってこれを定め、副委員長は、委員のうちから委員

長が指名する。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前の会議は、教育委員会が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

(作業部会)

第7条 委員会に、委員長が指定した事項について調査させるため、作業部会を置くことができる。

(意見の聴取)

第8条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて説明させ、若しくは意見を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、教育委員会事務局教育部学校教育課において処理する。

(雑則)

第10条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、令和7年4月1日から施行する。